

博士論文 概要書

題 目

マスコミ規制の論理

憲法学を中心とした学際的考察

The logic of the mass communication regulation

Consideration of the study mainly on the study of the constitution

氏名 藤井 正希

これまでテレビ・ラジオ・新聞・雑誌等のマスメディアは、法的にも、政治的にも、社会的にも、その有用性を認められて肯定的に評価されるのが通例であった。とりわけ筆者が専門とする憲法学の領域では、マスメディアを人権享有主体と認め、その自由・権利を最大限に保障する解釈が模索されてきた。マスメディアの自由・権利の制限、特に法的な制限を語ることは、禁忌視されてきたとさえ言える。少なくとも積極的に法的なマスメディア規制を主張する憲法論は皆無に近かった。確かにその社会的有用性は否定しえないものの、現実のマスメディアの活動を直視するならば、そのもたらす種々の社会的弊害は決して小さくはない。現代社会では、マスメディアがもたらす様ざまな弊害はむしろ次第に増大しているとさえ評価できるのである。そして、それが憲法の基本原則である人権の原理や統治の原理を侵しつつあるのではないか。そこに本稿の問題意識がある。

広くマスコミ（情報の生産・流通活動）を適正化するためには、何よりもマスメディア（それを行う主体）を適正化しなければならない。よって、マスコミ規制の中心課題は、いかにしてマスメディアを規制すべきかというマスメディア規制論となる。

従来理論では、マスメディアに公的性格（公的機関性）を認めることを前提に、マスメディアの表現の自由を個人（自然人）の表現の自由と同視し、マスメディアの表現の自由を保障することが常に社会の進歩・発展に資するかのよう議論が多かった。そのため、マスメディア規制を語る場合には、それが悪であるという前提で議論が開始された。しかし、そこにこそ従来理論の問題点があると考えられる。

まず、マスメディアは本質的に私的機関であると筆者は考える。マスメディアの公的性格を過度に強調することが、マスメディア自身の特権意識やマスメディアに対する国民の過信を生じさせ、様ざまな社会的弊害をもたらしてきた。マスメディアは法的には営利社団法人なのだから、私的機関性を強調することに法理論的にも問題はないはずである。しかし、マスメディアの私的機関性を認めつつも、社会の公器・木鐸としてその公的機関性を強調して取り扱ってきたのが従来理論であった。この点、あくまでマスメディアの私的機関性を重視した規範構造へと枠組み転換を図りたいと考える。

また、マスメディアの表現の自由と個人の表現の自由とは、原理的に異なるのではないかと筆者は考える。すなわち、マスメディア、とりわけ権力化した巨大マスメディアは、政治的、社会的、経済的、歴史的、文化的等、様ざまな面で個人とは異なっている。一例を挙げれば、個人の表現の自由が、第一義

的には自らの人格の発展、向上のためであるのに対して、マスメディアのそれは人格とは関係がない。個人の表現の自由には、国民主権原理の下での主権者としての自らの政治的意思表明という意義があるが、マスメディアは主権者ではない。マスメディアは、営利社団法人として営利性にその本質があり、商業主義とは不可避の関係にあるが、個人は営利性を本質とはしていない。マスメディア、とりわけ放送メディアは特許産業であり、法的に国の関与・干渉が大幅に及ぶ構造にあり、国家の意思により統制される危険性があるが、個人と国とはそのような関係にはない。歴史的にも、マスメディアには個人の人権保障のために国家権力と戦った事実とともに、国家権力の国民統制に協力した歴史もあり、マスメディアの表現の自由と個人のそれとは、歴史的経緯を異にする。例えば、高視聴率テレビ番組で、納豆やバナナで効果的ダイエットができると放送された途端、翌日には納豆やバナナが売り切れるなど、マスメディアの表現の自由は、社会的影響力の点で、個人のそれとは大きな違いがある。アメリカ文化を世界に拡散するためにマスメディアの果たした役割に鑑みれば明らかなように、マスメディアの表現の自由は、個人のそれとは比較にならない文化的影響を持つ。このようにマスメディアの表現の自由と個人のそれとは大きく異なる。にもかかわらず、両者を同質のものと考え、基本的に同一の規範的構造で取り扱ってきたのが従来理論だったのである。

マスメディアに期待されてきた役割とそれが果たしてきた役割、そしてそれが果たすべき役割、また、マスメディアがもたらした社会的恩恵と社会的弊害を再検証すべきである。この点、例えば犯人を逮捕し処罰することや、犯人に社会的制裁を加えることは、マスメディアに期待され、果たされてきた役割かもしれないが、それが今後とも果たすべき役割ではない。具体的には、マスメディアの自由には、個人と同程度に保障すれば足りる部分もあれば、個人よりさらに高度に保障すべき部分もあるし、また反対に、個人より強く規制されるべき部分もあるのである。マスメディアのもたらす社会的弊害を減少させ、その社会的恩恵を増大させるためには、マスメディア規制は決して原理的に悪という訳ではなく、ときには個人の人権保障のために必要な場合さえあるという認識が必要であろう。マスメディア規制を公平・中立に議論できる法的環境をぜひ創り出したいと考える。ただし、その際には、マスメディアの表現の自由を不当に侵害しないように最大限の配慮が必要であることはもちろんである。

これまでの表現の自由論を、マスメディアの表現の自由と個人のそれとが本質的に異なることを前提にした規範構造へと枠組み転換を図ることが、本稿の最大の目的である。そのために法的観点のみならず、社会・政治・文化・歴史といった多角的な視点も積極的に導入し、それらの本質的相違を論証していく。この点、すなわちマスメディアの表現の自由と個人のそれとの本質的相違の論

証が本稿を一貫するテーマである。本稿の論点は多岐にわたり、一見とりとめもなく思われるが、全てはその論証を目指したものである。そして、それらの本質的相違を前提にして、マスメディアに適用されるべき新たな規範的成果を僅かながらでも示してみたいと考える。

本稿では、憲法学、特に憲法解釈学の観点を中心に、マスメディア規制の論理を考えていくが、とりわけ膨大かつ有意義な研究業績の蓄積があるメディア論からは、多くを学び活かしていきたいと考える。学際的に現代マスメディアのもたらす社会的弊害を認識・分析し、その規制の必要性を論じていく。そして、それを踏まえ、マスメディア規制を正当化するための体系的な規範的根拠を考えていく。万人が理解し、同意してくれるようなマスメディア規制の論理を構築し、広くマスコミを適正化することが本稿における最終目標である。

具体的には、第一章では、まずマスメディアの機能について積極面と消極面とを確認する。そして、基本的人権の尊重と国民主権という憲法の二大目的の観点から、マスメディア規制の必要性があることを規範的に論証していく。その際に、本論文における人権と国民主権の意味についても確認しておく。

第二章では、現代マスメディアの置かれている状況を概観する。すなわち、現代は、社会の隅ずみにまでインターネット網が張り巡らされたインターネット社会となっており、しかも科学技術の進歩により、マスメディアは多様化している。その中で、放送メディアと通信メディアとが一体化するという放送と通信の融合現象が生じており、現代メディアを論ずる上でのキーワードとなっている。マスメディア規制を考えるにあたっては、放送と通信の融合現象を踏まえることは必要不可欠と言える。そして、日本におけるマスメディア規制の歴史的沿革を見た後、現行マスメディア法の構造を押さえる。それとの関連で、マスメディア規制についての現在の国の考え方を知らるために、マスメディア規制三法案と総務省の情報通信法案を検討していく。

第三章では、日本におけるあるべきマスメディア規制を構築するための参考とする趣旨で、諸外国のマスメディアの歴史的沿革や現状、あるいはマスメディア規制に対する基本的考え方等を見ていく。この点、アメリカとイギリスを中心に検討する。

第四章と第五章は、法的・規範的視点から離れ、社会的視点及び政治的視点からマスメディアを考えていく。説得的なマスメディア規制の論理を構築するためには、出来る限り学際的な考察が必要と考えるからである。具体的には、第四章では社会的視点から典型的なメディア論を概観した後、M・マクルーハンのメディア論に焦点をあてる。その際には、グローバル・ヴィレッジがキーワードとなる。また、第五章では政治的視点からアメリカにおけるメディアを悪とする理論を概観した後、N・チョムスキーのメディア論に焦点をあてる。

その際には、プロパガンダ・モデルがキーワードとなる。

第六章では、現行制度上の問題点および新たな制度の採用について論じていく。この章は、規範論ではなく、事実論・制度論・立法論が中心となる。ただし、規範論、とりわけ憲法規範論として構成しうる問題については、積極的に規範論化を図っていく。すなわち、まず現状のマスメディア報道が事実として持っている問題点を探るために、客観報道と発表報道を検討していく。その際には、現実の松本サリン事件報道を批判的に検証する。つぎに、記者クラブとメディア・リテラシーがもたらしている事実的弊害をみていく。そして、本章の最後に、マスメディアの恣意的情報操作が事実を歪めている実態を明らかにする。具体的には、マスメディアの情報操作の実例を見て、その問題点を探り、マスメディアの情報操作の手法を究明する。とりわけマスメディアの選挙報道が事実として選挙の自由と公正を害しかねない危険性を明らかにする。

第七章以降は、本論として、憲法規範論を展開していく。上述のマスメディアがもたらす事実的弊害を踏まえ、憲法的視点からどのような規範を定立し、どのように規範的拘束を及ぼしたらいいのかを考えていく。

第七章では、まず本論文の基本的スタンスを確認する。この点、マスメディアの私的機関化、マスメディアの表現の自由と個人のそれとの相違がキーワードとなる。その後、マスメディアの人権享有主体性と憲法の私人間効力の観点からマスメディアを規範的に規制し得ないかを考えていく。

第八章は、取材源秘匿権および匿名報道原則を規範的に検討していく。その際には、判例・学説に十分に配慮しながら論を進める。

第九章から第十一章までの三つの論点が、本論文において筆者が憲法規範論として最も主張したい部分である。すなわち、二重の基準論、反論権、司法権についての従来の学説・判例の規範的枠組みを見直し、その構造転換を図ることにより、憲法規範的にマスメディア規制の論理を確立したいと考える。

第九章では、二重の基準論の定義・沿革・体系的地位を見た後、学説・判例を検討していく。そして、試論として、表現の自由と職業選択の自由の異同、表現の自由と財産権の異同を考え、二重の基準論の再構成を図っていく。具体的には、表現の自由にも政策的制約が認められ、緩やかな違憲審査基準が適用しうることを論証する。それが可能ならば、マスメディア規制は格段に容易となろう。

第十章では、あくまで規範論として、憲法解釈による反論権の実現可能性を探る。まず、反論権の概念を押さえ、反論権にマスメディア規制の一手段としての現代的意義を付与する。そして、日本の法制度および判例を検討した後、反論権を肯定する学説を中心に学説を概観する。最後に、試論として、憲法解釈により反論権を肯定し、立法論としてあるべき反論権法をイメージしたいと

考える。日本国憲法上、憲法解釈により反論権を肯定できるならば、マスメディア規制として十分に活用ができよう。

第十一節では、司法権の概念の構造転換を図ることにより、司法的にマスメディア規制を実現することを目指したい。その際には、司法消極主義から司法積極主義へがキーワードとなる。具体的には、司法積極主義を背景に従来の通説・判例における事件性の要件を見直し、それを緩和・拡張することにより、立法不作為に対する損害賠償請求、立法不作為違憲確認訴訟、立法義務付訴訟を憲法上、可能にすることを考えていく。それが実現できるならば、マスメディアの人権侵害に対して効果的な司法的統制を及ぼすことが可能となり、マスメディア規制として十分に活用ができよう。

最後に終章では、本論文を総括し、今後の展望を述べて、結びとしたい。

以上